

平成17年度行政処分一覧表

	業者名	処分通知日	許可の内容	処分内容	条文	処分の理由
1	エヌ・イー大熊(株)	H17. 6. 9		改善命令	19条の3	ボイラーから排出されたばいじん及び燃え殻の収集運搬並びに保管について、産業廃棄物処理基準及び産業廃棄物保管基準に適合していない。
2	本郷産業(有)	H17. 8. 19		改善命令	19条の3	燃え殻の保管方法が産業廃棄物保管基準(12条第2項)に適合していない。
3	(株)鈴木総業	H17. 9. 28	産廃収集運搬 産廃処分 産廃処理施設	許可取消し	14条の3の2第1項第1号、15条の3第1項第1号	役員が欠格要件(16条違反で罰金刑)に該当した。
4	富岡興業(株)	H17. 9. 29	産廃処分	改善命令	15条の2の6	産業廃棄物最終処分場における維持管理が法第15条の2の2に規定する技術上の基準に適合していない。
5	(有)二瓶商会	H17. 11. 25	産廃収集運搬	許可取消し	14条の3の2第1項第2号	法第18条規定の報告の徴収に応じなかった。無許可で事業範囲変更を行った。
6	富岡興業(株)	H17. 12. 16	産廃処分	改善命令	15条の2の6	産業廃棄物最終処分場における維持管理が法第15条の2の2に規定する技術上の基準に適合していない。なお、H17.9.29の命令は撤回。
7	(株)キット・ジャパン	H18. 1. 12	産廃収集運搬	許可取消し 処分取消し	14条の3の2第1項第1号	役員が欠格要件(法第14条第5項第4号二)に該当した。 行政不服審査法第40条第3項の規定に基づく環境大臣の裁決により、福島県が行った許可取消しは取り消されました。
8	(株)アーネスト	H18. 1. 23	産廃処分 産廃処理施設	事業の停止 改善命令	14条の3 15条の2の6	飛散防止のための施設が撤去されており施設の技術上の基準(法12条第4号及び法12条の2第9項第1号)に適合していないため
9	東北交易(株)	H18. 3. 22	産廃処分 産廃処理施設	事業の停止 改善命令	14条の3 19条の3	処分を受託した産業廃棄物が保管施設から飛散流出しており、また、中間処理途中の産業廃棄物が事業場内に飛散流出しており法第14条第10項第1号及び第14条第12項に規定する基準に適合していないため。
10	福島医療環境(株)	H18. 3. 31	特管産廃処分 特管収集運搬	許可取消	14条の3の2第1項第2号	自社の事業場内に保管していた医療廃棄物を無許可の者に運搬を依頼した。